山形県公報 第 90 号

公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、山形県教育委員会教育長から令和元年10月11日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。 令和2年3月24日

> 山形県監査委員 小 野 幸 作 山形県監査委員 \equiv 木 村 忠 武 山形県監査委員 夫 田 山形県監査委員 海 老 名 乃 信

監査対象機関	指 摘 事 項	措置の内容
スポーツ保健	補助金等の交付事務が	補助事業の実績報告書提出時に金額の内訳が明
課	適切でないものがある。	示されている領収書等の写し及び補助事業が実施
		されたことが確認できる挙証資料を添付するこ
		と、補助事業の実施に係る責任者、経理担当者、
		監督担当者を定めて責任の所在を明らかにするこ
		とを補助金交付要綱に明記することとした。
		さらに、年次計画を立てて補助事業対象者に対
		する現地調査を行うこととした。